

# 今治市がんばる企業元気応援モデル事業費補助金

## 【募集要領】

【申請受付期間】 ~~令和3年4月30日(金)～令和3年6月30日(水)~~ **令和3年8月31日(火)**

※期間中、申請に必要な書類が備わったものを受け付けます。申請受付後、本補助金事業の趣旨に沿う取組みについて適格性などを審査し、順次補助採択することとなります。(予算の範囲内での補助採択となります。)

【対象者】 市内に事業所を有する、従業員数20名以下かつ資本金が5,000万円未満の法人、個人事業主(一部対象外となる場合がございますので、対象者につきましては3ページ補助対象者の範囲をご参照ください。)

※本補助金につきましては、より多くの事業者の皆さまに活用いただくため、「今治ものづくりエール支援金」、及び「今治市飲食店新たなチャレンジ支援事業費補助金」の交付対象者は対象外となります。

【対象事業】 **経営基盤の強化や雇用の確保等に資する下記の事業**

○新商品開発事業、○販路開拓事業、○デジタル化推進事業、○新ビジネス転換事業

※対象経費(対象事業費)の1/3以上を、市内の事業者から調達する必要があります。

【補助率】 1/2(上限額100万円(税抜))

【対象期間】 令和3年4月1日(木)から令和3年12月31日(金)まで

【申請方法】 原則、郵送で下記申請先へ提出してください。

※提出された申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。提出書類に不備や不足が無いようご注意ください。また審査にあたり、書類が整わない場合は申請は受理せず、返還いたします。

※本補助金は審査があり、不採択となる場合があります。また、補助金は後払いです。

※本補助金の申請は、1事業者につき1回限りとします。(審査後、不採択となった場合、書類の返送はいたしません。)

※複数の屋号を使用している個人事業主も申請は1件のみです。

【申請先】 〒794-0042

今治市旭町2丁目3-20 今治商工会議所 内がんばる企業元気応援モデル補助金事務局 宛

### 【問合せ先】

○今治商工会議所  
(がんばる企業元気応援モデル補助金事務局)  
電話:0898-23-3939 FAX:0898-31-6667  
メール:info@imabaricci.or.jp

○今治市役所 商工振興課  
電話:0898-36-1540 FAX:0898-25-2961

○越智商工会  
電話:0898-53-3853 FAX:0898-53-6245

○しまなみ商工会  
電話:0897-86-2130 FAX:0897-86-3792

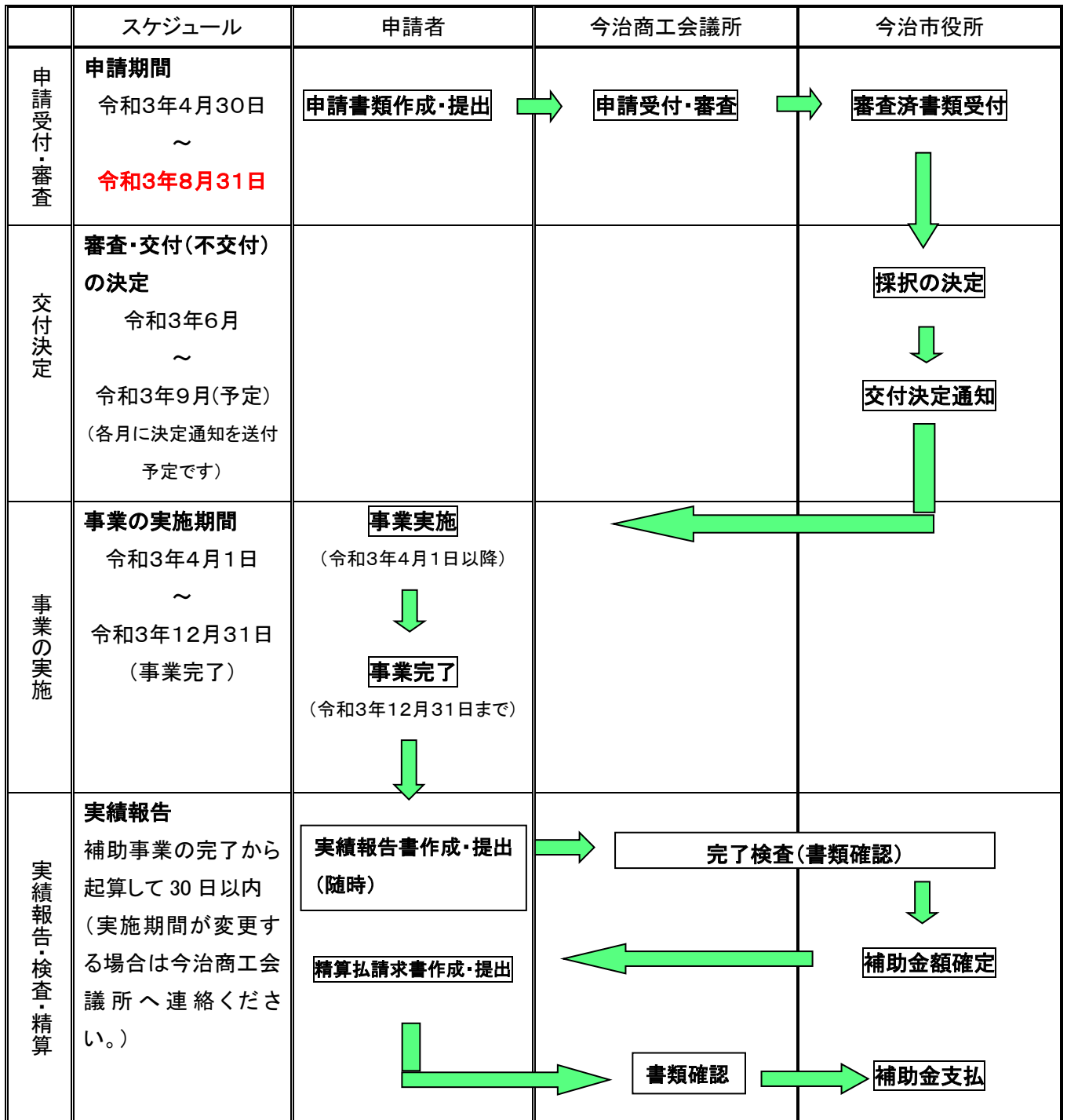
-目 次-

1	目的	2
2	補助金交付までの流れ	2
3	補助対象者の範囲	3
	(1) 対象者	3
	(2) 対象外	3
4	補助率	3
5	補助対象事業	3
6	補助対象となる事業及び経費	3
	(1) 補助対象事業及び経費	4
	(2) 補助対象外の事業	4
	(3) 補助対象事業者が行う補助対象経費(機械装置購入費等)の支払い方法について	5
	(4) 補助対象経費の妥当性について	5
7	対象事業実施期間	5
8	申請方法	5
9	申請手続き	5
	(1) 提出先	5
	(2) 受付期間	5
	(3) 申請に必要な書類の入手方法	5
	(4) 申請に必要な書類	5
	(5) 審査結果の通知	6
10	問合せ・相談先	6
11	重要説明事項(補助事業者が交付決定後に遵守すべき事項)	6
	(1) 事業計画内容や経費の配分変更等	6
	(2) 補助金の交付	6
	(3) 取得財産の処分の制限	7
	(4) 補助対象事業の経理	7
12	留意事項	7
	注意事項	8
	1. 補助対象について	8
	2. 提出書類について	8
	3. 審査について	9
	①審査基準	9
	②審査が不可であった場合について	9
	申請書等記入例	10

## 1. 目的

長期化するコロナ禍において、社会環境の変化に合わせ、経営基盤の強化や雇用の確保等に資する、新商品開発事業、販路開拓事業、デジタル化推進事業、新ビジネス転換事業に意欲的に取り組むがらるる企業を支援します。

## 2. 補助金交付までの流れ



### 3. 補助対象者の範囲

#### (1) 対象者となりうる者

市内に事業所を有する、従業員数 20 名※以下かつ資本金が 5,000 万円未満の法人、個人事業主で以下に該当しない者 ※従業員数は、R2 年 3 月 31 日から R3 年 3 月 31 日までのいずれかの月末時点で公共職業安定所へ届出を行っている雇用保険被保険者数となります。

- ①今治市暴力団排除条例(平成 22 年今治市条例第 50 号)に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者等
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者。
- ③市税に未納がある者
- ④次の補助金等の交付決定を受けた者
  - (ア)今治ものづくりエール支援金
  - (イ)今治市飲食店新たなチャレンジ支援事業費補助金

#### (2) 対象者とならない者

医師、歯科医師、助産師、個人農林漁業者、協同組合等の組合、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、申請時点で開業していない創業予定者(開業届上の開業日が申請日よりも後の場合を含む)、任意団体 等

### 4. 補助率

1/2(補助上限額 100 万円(税別))

### 5. 補助対象事業

経営基盤の強化や雇用の確保等に資する、商品開発、販路開拓、デジタル化推進、新ビジネス転換などの取組みにかかる事業であること。**ただし、対象事業費の 1/3 以上が市内の事業者からの調達によらなければなりません。**

**また、市内事業所での取組みに限ります。**

**書類審査を実施し、採択の決定(交付決定)がなされたものに限ります。**

### 6. 補助対象となる事業及び経費

補助対象経費となる経費は、I～IV すべてを満たす必要があります。

- I. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できること
- II. 令和 3 年 4 月 1 日以降に発生し対象期間中に支払いが完了したものであること
- III. 証拠資料等によって支払金額が確認できること
- IV. 申請する補助対象経費については具体的かつ数量等が明確になっていること

(1)補助対象事業及び経費

補助対象事業	補助対象経費
1 商品開発事業 新たな商品を開発するための機械設備等の導入 など	① 機械装置等費(中古品の場合、別途理由書により可) ② 広報費 ③ 展示会等出展費
2 販路開拓事業 自社商品、技術を展示会に出展するために実施する事業 など	④ 旅費 ⑤ 開発費 ⑥ 資料購入費
3 デジタル化推進事業 ICT、AI 等による社内の情報通信システムの構築 など	⑦ 役務費 ⑧ 賃借料 ⑨ 専門家謝金・旅費
4 新ビジネス転換事業 コロナ禍の影響による社会環境の変化に合わせて業態を転換し、新たに行う設備投資 など	⑩ 委託費(機械設備専門会社、コンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限る。) ⑪ その他市長が必要と認める経費

○補助対象事業は、複数の事業を組み合わせることで実施できることとします。

○用地及び車両の購入に要する経費は、補助対象経費とすることができません。

**○補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた額です。**

(2)補助対象外の事業及び経費

対象外となる例
①単なる買替え更新や、通常の生産活動のための費用
②要件を満たさないもの(見積書(明細)、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの)
③国・県・市町村等の他の補助金等により、補助対象経費としたもの
④金融機関などへの振込手数料(ただし、発注先が負担する場合は対象とする)等、代引手数料
④補助金の応募書類、実績報告書の作成、送付、手続きに関する費用
④社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
⑤明らかに補助事業に必要なない工事・備品
⑥事業所等の電話代、インターネット利用料、クラウドサービス利用料
⑦その使用が汎用性があり、主として目的外使用となり得るもの(例:事務用パソコン、事務用タブレット、事務用プリンタ、事業計画の主たる事業専用ではないサーバ等)の購入費
⑧車両(ただし、事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものは除く)
⑨用地取得費
⑩事務所等の建設費及び改修費(増築を含む)、事務を行う部分(事務所など)への空調設備
⑪自社により工事、設置を行ったもの(外部へ費用が発生しないもの)
⑫上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切とみとめられる経費
など

(3) 補助対象事業者が行う補助対象経費(機械装置購入費等)の支払い方法について

補助対象経費の支払方法は銀行振込みで行ってください。旅費や現金決済のみの取引を除き、1件10万円超(税抜き)の支払いは、現金支払いは原則認められません。なお、小切手、手形、売掛金及び買掛金の相殺等による決済は認められません。

(4) 補助対象経費の妥当性について

申請にあたっては、実施する事業内容にかかる経費が、本補助金の補助対象経費に該当するか、十分に確認のうえ、申請してください。補助対象外経費が含まれた状態で採択されても、当該経費は本補助金の対象となりません。

## 7. 対象事業実施期間

令和3年4月1日～令和3年12月31日

(対象事業は、令和3年12月31日までに支払いや納品を含む全ての事業が完了している必要があります。)

## 8. 申請方法

原則、書類を郵送

## 9. 申請手続き

### (1) 提出先

〒794-0042

今治市旭町2丁目3-20 今治商工会議所内

がんばる企業元気応援モデル補助金事務局 宛

※封筒に「がんばる企業元気応援モデル補助金申請書 在中」と記載

### (2) 受付期間

令和3年4月30日(金)から~~令和3年6月30日(水)~~ **令和3年8月31日まで(火)** 当日消印有効

※期間中は、申請に必要な書類が備わっているものは全て受け付けます。予算を理由に申請受付を拒むことはございません。本補助金事業の趣旨に沿う取組みについて適格性などを審査し、順次補助採択するものです。

(予算の範囲内での補助採択となります。)

### (3) 申請に必要な書類の入手方法

今治商工会議所もしくは今治市役所ホームページ(下記 URL)からダウンロード

今治商工会議所 URL: <https://imabaricci.or.jp/>

今治市役所 URL: <https://www.city.imabari.ehime.jp/shoukou/>

※お近くの商工会の窓口でも受取可能

### (4) 申請に必要な書類(審査にあたり、提出の整わない場合は受理せず返還いたします。)

① がんばる企業元気応援モデル事業費補助金交付申請書(様式1号)

- ②事業計画書(様式2号)
- ③誓約書(様式3号)
- ④市税に係る完納証明書(今治市役所納税課もしくは各支所住民サービス課で取得してください。(有料))
- ⑤法人においては履歴事項全部証明書(申請日より3か月以内に発行されたもの)、個人事業主においては前年の確定申告書の写し、もしくは開業届のいずれか1つ(別途「12留意事項」をご確認ください。)
- ⑥従業員数を確認できる書類※(今治公共職業安定所で事業所別被保険者台帳(R2年3月31日からR3年3月31日までのいずれかの月末時点)※を取得してください。)
- ⑦事業計画書の費用の内訳を証する見積書の写し及び製品概要がわかるパンフレットなど
- ⑧チェックシート(提出にあたり、チェックシートを一番上にし、提出書類を番号順に並べてください。)
- ⑨その他事務局が必要と判断したもの

### (5) 審査結果の通知

事務局等による審査後、採択・不採択の結果を通知します。

審査の内容につきましては一切公表いたしません。(不交付決定の場合、その理由のみ記載しております。)

## 10. 問合せ・相談先

補助金の申請に関する不明な点やご相談等は、以下へお問い合わせください。

(1) 今治商工会議所

電話番号: 0898-23-3939(平日8:30~17:00)

(2) 今治市役所商工振興課

電話番号: 0898-36-1540(平日8:30~17:00)

(3) お近くの商工会・(平日8:30~17:00)

## 11. 重要説明事項(補助事業者が交付決定後に遵守すべき事項)

採択となった事業者は、補助金の交付に係る必要な手続きを行わなければなりません。なお、採択となっても、交付決定時点で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、申請書類の訂正・再提出を求めます。また、対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう補助金事務局から連絡を受けます。その他、以下の条件等を遵守してください。

### (1) 事業計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容について軽微な変更をしようとする場合、または補助事業を中止(一時中断)、廃止(実施取りやめ)や他に承継させようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。**なお、事業計画の内容に大きな影響を及ぼす取組みの変更は認められません。**

### (2) 補助金の交付

補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日までに実績報告書を提出しなければなりません。実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金の支払いとなります。**(概算払いはありません)**

事務局等の実績報告書の確認時、要件を満たしていないことが判明した場合、交付される補助金額が少なくな

る場合や、補助金を受け取ることができなくなる場合があります。

完了検査において、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に関する金額は補助対象となりません。なお、補助金は経理上、支払額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

### (3) 取得財産の処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円(税抜)以上の設備等については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める期間を経過するまで、あらかじめ「今治市ががんばる企業元気応援モデル事業費等補助金財産処分申請書」による申請により市長の承認を受けなければ、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはなりません。

また、市長の承認を受けた財産の処分により収入を得たときは、交付した補助金の範囲内で、その収入の全部又は一部を納付していただく場合があります。

### (4) 補助対象事業の経理

補助事業者は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください。また、本事業に関する経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。

## 12. 留意事項

- ① 補助事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。
- ② 補助事業実施期間中、補助事業の進捗確認として、今治市及び今治商工会議所から現地調査などを実施する場合があります。
- ③ 補助事業完了後、補助金使用経費に関する総勘定元帳等の検査に入ることがあります。
- ④ 原則として、補助事業完了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に関する金額は補助対象外となります。
- ⑤ 補助事業完了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ⑥ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令(加算金の徴収を含む)、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかの場合、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還(加算金付き)等の処分を受ける可能性があります。
- ⑦ 本補助金の交付を受けた事業者は、本施策の PR 等について本市から協力要請があった場合、可能な限り情報提供などのご協力をお願いします。
- ⑧ 本募集要項に記載されていない、要件等の細部については、補助金事務局からの指示に従うものとします。



## 注意事項

以下のことについて特に注意してください。

### 1. 補助対象について

◆汎用性があり、主として目的外使用となり得る設備等は対象外です。

(パソコン、タブレット、プリンタ、有線・Wifi ルーター・LAN 等の通信機器等の事務用機器)

### 2. 提出書類について

・見積書は、一式いくらなどとひとまとめに記載せず、内訳や明細など、各設備代や工事費などを分けて記載してください。

・相見積書は提出不要です。(※実績報告時も相見積書の提出は不要。)

### ◇個人事業主の添付書類について(いずれか一つ)

・前年の確定申告書(税務署受付印のあるもの)の写し

(電子申告をした方は「メール詳細(受信通知)」を印刷したものを受付印の代用として添付)

確定申告書を書面提出した方で表紙に税務署受付印がない場合、税務署が発行する「納税証明書」(コピー不可)を追加提出

・開業届(税務署受付印のあるもの)の写し

### 3. 審査について

以下の審査基準に基づき審査しますので、事業計画には審査項目の具体的な内容を記載してください。

#### ①審査基準

##### (1)補助事業としての適格性

- 補助対象者としての要件をみたしているか。
- 事業計画に記載されている内容がわかりやすいものとなっているか。
- 提出された事業計画に記載されている事業費の明細と、提出された見積書等の整合が図られているか。
- 事業計画について計画の記載内容が補助金の趣旨に沿っているか。 など

##### (2)技術面

- ポストコロナを見据え、自己の事業環境に与える影響を乗り越えるための、新たな取組みとなっているか。
- 導入する設備・システム等が業務の課題解決や、効率化等につながり、生産性向上や、付加価値の増加などによる、経営基盤の強化が見込めるか。
- 補助事業を遂行するために必要な技術的能力を有しているか。 など

##### (3)事業化面

- 事業実施のための体制(人材、事務処理能力等) となっているか。
- 補助事業の成果が价格的・性能的に優位性や収益性を有し、事業完了までのスケジュールが妥当なものとなっているか。
- 補助事業として費用対効果(補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性)が高いか。 など

##### (4)政策面

- 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を力強く牽引する事業を積極的に展開することが期待できること。
- 持続可能な事業計画となっているか。(バイオマス素材を用いた資源循環型プラスチック製品の開発による環境への配慮など。)
- 新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えて回復基調に至るなど、有効な投資内容となっているか。 など

#### ②審査が不可であった場合について

審査基準に基づき審査を行った結果、「不可」となった場合は、その理由のみを記載した書面で通知いたします。

申請に係る提出書類は返却いたしません。また審査の内容につきましては一切公表いたしません。

申請事業者は、書類や記載内容の不備を修正し、再度申請することはできません。

別記様式第1号 (第5条関係)

## 記入例

令和 年 月 日

(宛先) 今治市長

申請者

申請される日の日付を記入  
してください。

郵便番号 794-8511

住所又は所在地 今治市別宮町 1-4-1

事業者名 (株) いまばり

代表者の役職・氏名 代表取締役社長 今治 太郎

### 今治市ががんばる企業元気応援モデル事業費補助金交付申請書

今治市ががんばる企業元気応援モデル事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、今治ががんばる企業元気応援モデル事業費補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

#### 記

1. 事業の目的及び内容

事業計画書のとおり

2. 事業の実施期間

事業計画書のとおり

3. 補助金交付申請額

事業計画書のとおり

4. 提出書類

○事業計画書 (別記様式第2号)

○誓約書 (別記様式第3号)

○完納証明書

○履歴事項全部証明書または確定申告書等

○従業員数が20名以下であることを証明する書類 (雇用保険事業所別被保険者台帳等)

○見積書及び製品概要のわかるパンフレットなど事業計画書の費用の内訳を証するもの

○その他市長が必要と認める書類

## 記入例

別記様式第2号 (第5条関係)

事業計画書

(1)申請者の概要

フリガナ 事業者名	カ) イマバリ  (株) いまばり	
代表者	フリガナ 役職氏名	ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ イマバリ タロウ 代表取締役社長 今治 太郎
住所または 所在地	〒794-8511 今治市別宮町1-4-1	
	電話	0898-36-1540
	ファックス	0898-25-2961
	Eメール	shoukou@imabari-city.jp
法人番号(個人の場合なし)	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4 5	従業員数 (該当事業所) 15※ 人
業 種	製造業	
設立年月	S60年 11月	
連絡担当者	フリガナ 職氏名	セイゾウブ カカリチョウ イマバリ イチロウ 製造部 係長 今治 一郎
	住所	〒794-8511 今治市別宮町1-4-1
	電話	0898-36-1540
	ファックス	0898-25-2961
	Eメール	shoukou@imabari-city.jp
自社HP	無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> (URL: <a href="https://www.city.imabari.ehime.jp/">https://www.city.imabari.ehime.jp/</a> )	
補助対象経費	1,000,000 円	支出経費の明細①の額です。
補助金交付申請額	500,000 円	支出経費の明細③の額です。
補助金対象経費の資金内訳	本補助金 500,000 円 自己資金 500,000 円 金融機関等借入 0 円	

※従業員数は、R2年3月31日からR3年3月31日までのいずれかの月末時点で公共職業安定所へ届出を行っている雇用保険被保険者数を記入。

# 記入例

## イ 事業計画書 (様式2号)

### (2) 事業実施計画

#### 企業概要

業務として行っている内容や取引先との取引内容などを記入してください。

#### 市場の動向 (営んでいる業種の業界と自身の状況を記入してください。)

営んでいる業種の業界と自身の状況を記入してください。

#### 実施する事業の名称

〇〇機器の導入による新商品開発など

事業の実施期間 令和3年 6月30日 から 令和3年 8月31日まで

事業の目的及び内容 (事業内容) (取り組む内容について、背景や実施体制を含め詳細を記入してください。記入内容について補足できる資料を別途添付することが可能です。)

募集要領P12・注意事項・3審査について・①審査項目を確認してください。取組内容について、自己が行う事業の効率性や生産性の向上などに資するものであるか、記載内容が具体的なものとなっているかなどにご注意ください。

事業の終期は事業に係る支払いを終える日(予定)を記入してください。

※ 本取組内容について、他の補助金等の対象経費としたものは対象外となります。

# 記入例

## イ 事業計画書 (様式2号)

### (3) 事業費の明細

消費税等は対象外のため、金額は税抜きで記入してください。

実施する経費（設備等）の名称及び内容	単価（A） （税抜き）	数量（B）	単位	合計額 （A×B）	市内に存する企業との取引額※2
① ○○機器の購入	500,000 円	1	基	500,000 円	500,000円
① ○○機器の購入	300,000 円	1	基	300,000 円	0円
①① ○○機器の購入後の設置工	200,000 円	1	式	200,000 円	200,000円
合 計				①1,000,000円	②700,000円
補助金交付申請額※1				③500,000円	

募集要領4ページに記載の補助対象経費に該当する番号をご記入ください。

見積書及びパンフレットなどを添付してください。(内容がわかるものを添付)

※他の補助金等の対象経費としたものは対象外です。

※1：「補助金申請額」について  
 ①×1/2又は1,000,000円のいずれか低い額  
 ※2：「市内に存する企業との取引額」について  
 それぞれにおいて、市内に存する企業との取引額を記入し、②合計の1/3以上の額が市内に存する企業との取引となる必要があります。

## 記入例

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

## 誓 約 書

(宛先) 今治市長

申請される日の日付を記入  
してください。

令和 年 月 日

住所又は所在地 今治市別宮町1-4-1  
事業者名 (株) いまばり  
代表者職氏名 代表取締役社長 今治 太郎

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 今治ものづくりエール支援金交付要綱第 6 条に基づく、ものづくりエール支援金の交付決定を受けておりません。
- 2 本補助金の対象経費について、国、県及び市町村等による他の補助制度と重複して補助金等の交付を受けておらず、今後も交付を受けることはありません。
- 3 国及び地方公共団体等からの補助を受け、又は過去に受けたことがある場合、不正等を起こしていません。
- 4 本補助金の採択等の審査の結果については、異議を申し立てません。
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。
- 6 今治市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等ではありません。
- 7 法人の役員等が今治市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団員等ではありません。  
(注)「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
- 8 本補助金の交付申請書類の記載事項及び提出書類は、事実と相違ありません。本申請内容に虚偽があった場合には、支援金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。
- 9 本補助金の交付決定に係る審査の結果については、異議を申し立てません。

担当者

職 (担当)

氏名

電話番号